

第 1 回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会

配付資料

これまでの決定事項及び今後の検討事項

資料1

式典名称	基本方針（平成30年4月3日閣議決定）における決定事項		今後の検討事項（例）
	趣旨	挙行日	
天皇陛下御在位三十年記念式典	天皇陛下御在位三十年を記念し、国民こぞでこれを祝う	平成31年2月24日	次第、参列者の範囲
退位礼正殿の儀	天皇陛下の御退位を広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる儀式	平成31年4月30日	次第、参列者の範囲
剣璽等承継の儀	御即位に伴い剣璽等を承継される儀式	皇太子殿下の御即位の日 (5月1日)	次第、参列者の範囲
即位後朝見の儀	御即位後初めて国民の代表に会われる儀式	剣璽等承継の儀後同日	次第、参列者の範囲
即位礼正殿の儀	御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことごとく儀式	御即位の年の10月22日	次第、参列者の数・範囲
祝賀御列の儀	即位礼正殿の儀終了後、広く国民に御即位を披露され、祝福を受けられるための御列	即位礼正殿の儀後同日	御料車の在り方、次第、列立て・経路
饗宴の儀	御即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴	—	挙行日、回数、形式、次第、参列者の数・範囲
内閣総理大臣夫妻主催晩餐会	即位礼正殿の儀に参列するため外国から来日いただいた外国元首・祝賀使節等に日本の伝統文化を披露し、日本の伝統文化への理解を深めていただくとともに、来日に謝意を表すための晩餐会	即位礼正殿の儀の翌日	会場、次第、参列者の数・範囲
立皇嗣の礼	文仁親王殿下が皇嗣となられたことを広く国民に明らかにする儀式	皇太子殿下が御即位された年の翌年	儀式構成、挙行日、次第、参列者の範囲

※上記のほか、天皇陛下御在位三十年及び皇太子殿下の御即位を記念する慶祝行事等、各式典の挙行に伴う祝意奉表等についても検討を行う必要がある。

天皇陛下御在位三十年記念式典の次第概要等について（案）

平成30年10月 日
天皇陛下の御退位及び
皇太子殿下の御即位に伴う
式典委員会決定

天皇陛下御在位三十年記念式典の次第概要等については、下記のとおりとする。

記

- 1 次第
式典の次第は、別紙1のとおりとする。
- 2 参列者推薦基準
式典の参列者推薦基準は、別紙2のとおりとする。
- 3 祝意奉表
各府省においては、式典当日国旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社、その他一般においても国旗を掲揚するよう協力方を要望するものとする。
- 4 慶祝行事等
天皇陛下御在位三十年を記念して、各府省において慶祝行事等を行う。
- 5 その他
式典の細目は、内閣総理大臣が定める。

別紙 1

天皇陛下御在位三十年記念式典次第

天皇皇后両陛下御臨席
開式の辞
国歌斉唱
内閣総理大臣式辞
祝辞（衆議院議長）
// （参議院議長）
// （最高裁判所長官）
// （在本邦外交団団長）
国民代表の辞
御製及び御歌朗読
記念演奏
天皇陛下のおことば
万歳三唱
閉式の辞
天皇皇后両陛下御退席

〔 記念式典は、午後 2 時（天皇皇后両陛下御臨席）に始まり、おおむね午後 3 時（天皇皇后両陛下御退席）に終わる。（予定） 〕

1 立法機関

- (1) 衆・参両院議長、副議長
- (2) 国会議員（衆・参両院議長・副議長、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官を除く。）
- (3) その他の職員の中で参列するにふさわしい者

2 行政機関

- (1) 国务大臣
- (2) 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官
- (3) 事務次官等及びその他の職員の中で参列するにふさわしい者

3 司法機関

- (1) 最高裁判所長官
- (2) 最高裁判所判事
- (3) その他の職員の中で参列するにふさわしい者

4 元内閣総理大臣等

元内閣総理大臣、元衆・参両院議長及び元最高裁判所長官

5 地方公共団体

- (1) 都道府県知事及び同議会議長
- (2) 政令指定都市の長及び同議会議長
- (3) 全国市長会会長及び副会長並びに全国市議会議長会会長及び副会長
- (4) 全国町村会会長及び副会長並びに全国町村議会議長会会長及び副会長

6 外交関係

駐日外国大使等

7 報道関係

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、外国報道関係等の代表

8 民間関係

- (1) 各界において代表的立場にある者
- (2) 前記(1)以外の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ① 文化勲章その他の勲章受章者、文化功労者、その他各種の賞を受賞した者
 - ② 研究等で顕著な業績を挙げた者
 - ③ 技術、技能、芸術、文化、スポーツ等の各分野で顕著な業績を挙げた者
 - ④ 産業、経済等の各分野で顕著な業績を挙げた者
 - ⑤ 社会教育、社会福祉、更生関係の各分野で貢献のあった者
 - ⑥ 国際親善の増進等に貢献のあった者
 - ⑦ その他招待するにふさわしい者

（参考）天皇陛下御在位二十年記念式典（平成21年11月12日 於：国立劇場）
の次第及び参列者推薦基準

(1) 次第

天皇皇后両陛下御臨席
開式の辞
国歌斉唱
内閣総理大臣式辞
祝辞（衆議院議長）
〃（参議院議長）
〃（最高裁判所長官）
〃（在本邦外交団団長）
国民代表の辞
記念演奏
天皇陛下のおことば
万歳三唱
閉式の辞
天皇皇后両陛下御退席

※記念式典は、午後2時（天皇皇后両陛下御臨席）に始まり、午後3時（天皇皇后両陛下御退席）に終わる予定とされた。

(2) 参列者推薦基準

1 立法機関

- (1) 衆・参両院議長、副議長
- (2) 国会議員（衆・参両院議長、副議長、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官を除く。）
- (3) 事務局（国立国会図書館を含む。）の職員の中でふさわしい者

2 行政機関

- (1) 国务大臣
- (2) 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官
- (3) 事務次官等及びその他の職員の中でふさわしい者

3 司法機関

- (1) 最高裁判所長官
- (2) 最高裁判所判事
- (3) その他の職員の中でふさわしい者

4 元内閣総理大臣等

元内閣総理大臣、元衆・参両院議長及び元最高裁判所長官

5 地方公共団体

- (1) 都道府県知事及び同議会議長
- (2) 全国市長会会長・副会長及び全国市議会議長会会長・副会長
- (3) 全国町村会会長・副会長及び全国町村議会議長会会長・副会長
- (4) 政令指定都市の長

6 民間関係

- (1) 各界において代表的立場にある者
- (2) (1)以外の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ① 文化勲章その他の勲章受章者、文化功労者、その他各種の賞を受賞した者
 - ② 研究等で顕著な業績を挙げた者
 - ③ 技術、技能、芸術、文化、スポーツ等の各分野で顕著な業績を挙げた者
 - ④ 産業、経済等の各分野で顕著な業績を挙げた者
 - ⑤ 社会教育、社会福祉、更生関係の各分野で貢献のあった者
 - ⑥ 国際親善の増進等に貢献のあった者
 - ⑦ その他招待するにふさわしい者（天皇陛下御即位二十年奉祝委員会委員等）

7 外交関係

在本邦外国大使等

8 報道関係

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、外国報道関係等各代表

立皇嗣の礼の挙行日について（案）

平成30年10月 日
天皇陛下の御退位及び
皇太子殿下の御即位に伴う
式典委員会決定

文仁親王殿下の立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀は、皇太子殿下が御即位された年の翌年の 月 日に行う。

（参考）

- ・立皇嗣宣明の儀
文仁親王殿下が皇嗣となられたことを公に宣明されるとともに、これを内外の代表がことほぐ儀式
- ・朝見の儀
立皇嗣宣明の儀後初めて皇嗣に会われる儀式

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会の設置について

平成30年10月12日
閣議決定

- 1 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」（平成30年4月3日閣議決定）を踏まえ、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に関連する国の儀式等の円滑な実施が図られるよう、各式典の大綱等を決定するため、内閣に、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会（以下「皇位継承式典委員会」という。）を設置する。
- 2 皇位継承式典委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
 - 委員長 内閣総理大臣
 - 副委員長 内閣官房長官
 - 委員 内閣官房副長官（政務）
内閣官房副長官（事務）
内閣法制局長官
宮内庁長官
内閣府事務次官
- 3 皇位継承式典委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房及び内閣府が設置した皇位継承式典事務局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、皇位継承式典委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。
- 5 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会の設置について」（平成30年1月9日閣議決定）は廃止する。

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部の設置について

平成30年10月12日
内閣総理大臣決定

- 1 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」（平成30年4月3日閣議決定）第2に基づき、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の実施に関し、各府省の連絡を円滑に行うため、内閣府に、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部（以下「皇位継承式典実施連絡本部」という。）を設置する。
- 2 皇位継承式典実施連絡本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長 内閣官房長官

本部長代行 内閣官房副長官（事務）

副本部長 内閣府事務次官

宮内庁次長

本部員 内閣官房副長官補（内政担当）

内閣官房副長官補（外政担当）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）

内閣広報官

内閣情報官

内閣法制次長

警察庁長官

金融庁長官

消費者庁長官

復興庁事務次官

総務事務次官

法務事務次官

外務事務次官

財務事務次官

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

農林水産事務次官

経済産業事務次官

国土交通事務次官

環境事務次官

防衛事務次官

- 3 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 皇位継承式典実施連絡本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長が指定した官職にあるものとする。ただし、幹事以外の関係行政機関の職員も必要に応じて幹事会に出席させることができる。
- 5 皇位継承式典実施連絡本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房及び内閣府が設置した皇位継承式典事務局において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、皇位継承式典実施連絡本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。